

国際ロータリー第2780地区
信任状証明書

2023年____月____日

国際ロータリー第2780地区
立法案検討委員会 殿

_____ロータリークラブ

上半期人頭分担金支払時（2023年7月1日）現在の会員数（名誉会員を除く）は
____名でした。従いまして、国際ロータリー細則第15条(15.050.1.)の規定に準
拠すると、本クラブは____票の投票数を有しております。

会 長： _____

署 名

幹 事： _____

署 名

注意： 本証明書は2通作成し、1通はクラブ保管用です。

国際ロータリー細則第15条(15.050.1.)の規定 (P.53)

各クラブは少なくとも1名の選挙人を選び、その地区の大会及び立法案検討会(開催される場合)への選挙人として証するものとする。会員数が25名以上のクラブは、25名ごとに1名、または端数が13名以上の場合、さらに1名の割合で選挙人を有する。つまり、会員数が37名までのクラブは1人の選挙人を持つ資格を有し、会員数が38名から62名までのクラブは2人の選挙人を持つ資格を有し、会員数が63名から87名までのクラブは3人の選挙人を持つ資格を有する、というようになる。会員数は、投票に先立つ、最新のクラブ請求書によって決定される(一時保留のクラブは投票権がないことを除く)。各選挙人はそのクラブの会員であるものとする。選挙人は大会または立法案検討会に出席していなければならない。地区大会での選挙人による投票にクラブが参加するには、クラブは、投票を行うロータリー年度において義務づけられた地区賦課金を納入済みであるものとし、地区に負債がないものとする。クラブの納入や負債の状況はガバナーが判断する。

会員数：	37名以下	38-62名	63-87名	88-112名	以下同様
選挙人数：	1	2	3	4	